○国土交通省告示第七百二十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年七月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の別表を次のように改正する。

別表

特定装置の種類	規則番号	国及び規則上の国番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	34	35	36	37	39	40	42	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	56	58	62
			ドミニカ共和国	フィリピン共和国	イタリア共和国	オランダ王国	スウェーデン王国	ベルギー王国	ハンガリー共和国	チェコ共和国	スペイン	セルビア共和国	ラトビア共和国	オーストリア共和国	ルクセンブルク大公国	スイス連邦	ノルウェー王国	フィンランド共和国	デンマーク王国	ルーマニア	ポーランド共和国	ポルトガル共和国	ロシア連邦	ギリシャ共和国	アイルランド	クロアチア共和国	スロベニア共和国	スロバキア共和国	ベラルーシ	エストニア共和国	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ラトビア共和国	ブルガリア共和国	カザフスタン共和国	リトアニア共和国	トルコ共和国	アゼルバイジャン共和国	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	欧州共同体	オーストラリア連邦	ウクライナ	南アフリカ共和国	ニュージーランド	キプロス共和国	マルタ共和国	大韓民国	マレーシア	タイ王国	アルバニア共和国	モンテネグロ	チュニジア共和国	エジプト・アラブ共和国
第二条第一号の空気入ゴムタイヤ	第七十五号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	第三十号第二改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第五十四号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の三のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第四改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の四のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び窓電防止装置	第六十二号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の施錠装置	第十八号第二改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の二の施錠装置	第百十六号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の三のイモビライザ	第九十七号改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の制動装置	第百十六号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二の制動装置	第七十八号第三改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の三の電波障害防止装置	第十号第四改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の四の原動機用蓄電池	第百号第二改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の五の感電防止装置			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の六のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号のセのオフセット前面衝突時の乗員保護装置			○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の側面衝突時の乗員保護装置	第九十五号第三改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の三の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第百二十七号		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第七号の外装	第二十六号第三改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第八号の外装の手荷物積載用部品	第二十六号第三改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○